

**踏切道改良促進法等の一部を改正する法律が成立し、
その施行に必要な関係政省令が公布されました。**

平成28年3月31日
国土交通省道路局・都市局・鉄道局

本日、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律が成立し、その一部が平成28年4月1日から施行することとされたことから、関係政省令の規定について、改良すべき踏切道の指定基準を定める等、所要の改正を行います。

1. 概要

(○：政令規定事項 ●：省令規定事項)

(1) 踏切道改良促進法関係

- 改良すべき踏切道の指定基準について、「課題のある踏切」の改良を促進することができるように改正します。

[例] 課題のある踏切

- ・ 開かずの踏切（ピーク時の遮断時間が40分以上の踏切道）
- ・ 踏切交通遮断量が一定以上の踏切道
- ・ 歩道が狭隘な踏切道
- ・ 通学路における小学生等の通行の安全確保が必要である踏切道
- ・ 高齢者等の通行の安全確保が必要である踏切道 等

- 踏切道改良促進法の改正による計画名の変更、条項ずれ等に伴う規定の整備を行います。

(2) 道路法関係

- 道路協力団体として指定することができる法人以外の団体の要件について、組織及び運営に関する事項を内容とする規約等を有しているものを規定します。
- 道路協力団体が業務として設置等を行う工作物等について、看板、シェアサイクル施設、広告塔、オープンカフェ等を規定します。

2. スケジュール

公布日：平成28年3月31日（木）

施行日：平成28年4月1日（金）

3. パブリックコメントの結果

本政省令に係るパブリックコメントの結果、政令に対しては2件、省令に対しては3件のご意見が寄せられました。

皆様のご協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも国土交通行政の推進にご協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

問い合わせ先 国土交通省代表 03-5253-8111

国土交通省道路局路政課	企画官	鈴木 毅	内線37-312	直通03-5253-8480
都市局街路交通施設課	課長補佐	原田英之	内線32-832	直通03-5253-8415
鉄道局施設課	課長補佐	中谷誠志	内線40-802	直通03-5253-8553